

令和3年度 甲府市学校教育指導重点

目標

甲府の子どもの教育

豊かな感性とたくましい行動力を持ち、互いのよさを認め合いながら、進んで自己の課題に取り組むことのできる、心身共に健康な児童生徒の育成を目指す。

思い遣る心とは

自分を思いやる心
他の人を思いやる心
集団や社会を思いやる心
自然や生命を思いやる心

重点目標

- ・「思い遣る心」の育成
- ・「生きる力」を育む教育の展開

「生きる力」を育む教育課程の編成

確かな学力の育成

「思い遣る心」を育む生徒指導の推進

健康・体力の向上

信頼される学校づくりの推進

□「思い遣る心」の育成を重視し、「生きる力」を育む、保幼小及び小中連携を意識した教育課程の編成と実施に努める。

1 「生きる力」を育む教育課程の編成と確実な実施に努める。

- ◎新学習指導要領の趣旨を踏まえ、カリキュラム・マネジメントに基づく教育課程の編成と実施
- ・グローバル化に対応した系統的な外国語教育の推進
- ・教育課程に基づく保幼小及び小中連携の推進

2 将来の生き方をみつめた体系的なキャリア教育の推進に努める。

- ・各発達段階に応じた指導計画に基づく指導の充実

3 特別な教育的支援の必要な児童生徒の教育の推進に努める。

- ・家庭及び関係機関との連携による「個別的教育支援計画」の作成・活用

□基礎的・基本的な内容の確実な定着を図り、思考力、判断力、表現力を育み、主体的に学習に取り組む意欲・態度を養い、「生きる力」「思い遣る心」の育成に資する。

1 組織的・計画的に授業改善に取り組み、確かな学力の育成に努める。

- ◎「甲府スタイル」による「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指した授業づくり
- ・基礎的・基本的な内容の確実な定着
- ・言語活動の充実による思考力・判断力・表現力の育成
- ◎1人1端末等のICTを効果的に活用する授業づくり
- ・学びに向かう力や人間性を育てる学習指導
- ・家庭と連携した学習習慣、読書習慣の確立

2 自己をみつめる力と「思い遣る心」を持った道徳的実践力の育成に努める。

- ・全教育活動を通しての一貫性のある道徳教育の推進
- ◎新学習指導要領の趣旨を踏まえた授業づくりと評価の工夫
- ・規範意識の醸成、生命を尊重する心の育成

3 楽しく豊かな学校生活を築くための特別活動の充実に努める。

- ・望ましい集団活動を通しての自主的実践的態度の育成

□学校いじめ防止基本方針に基づきいじめへの対応、不登校・暴力行為等への対応を最優先課題とし、愛と信頼に基づく心のふれあう人間関係をつくり、「思い遣る心」の育成に努める。

1 校内指導体制の確立と機能強化に努める。

- ◎共通理解と統一した指導方針に基づく組織的な生徒指導
- ・共感的で適切な児童生徒理解、教師と児童生徒との信頼関係に基づく生徒指導

2 教育相談の充実強化に努める。

- ・教職員とスクールカウンセラー等との連携による教育相談

3 存在感が実感できる体験的・実践的活動の推進に努める。

- ・公共心と「思い遣る心」を基調としたボランティア活動等

4 家庭・地域・関係機関との連携を密にした生徒指導の推進に努める。

- ◎児童生徒を中心に据え、家庭、地域、関係機関の役割分担に基づく協働
- ・家庭、地域と連携した情報モラル教育

5 お互いの個性を大切に、多様な人々と協働できる資質の育成に努める。

- ◎一人一人の人権を尊重し、個性を認め合うことで、ともに成長していくことのできる集団づくり、心の居場所づくり

□「生きる力」の基盤である、健康・体力・安全に関する資質と能力の育成に努める。

1 自己管理能力の育成と体力向上の基礎の育成をめざした健康・安全指導の推進に努める。

- ・基本的生活習慣の確立
- ◎日々運動に親しむ習慣の確立と体力の向上を意識した取組の推進
- ・食育、がん教育等の健康教育の推進
- ◎感染症への正しい理解を図るための指導と、適切な感染予防対策をとる態度の育成

□「思い遣る心」「生きる力」の基盤となる家庭や地域に開かれた信頼される学校づくりの推進に努める。

1 全教職員の共通理解に基づく指導体制の確立に努める。

- ・学校関係者評価を含めた学校評価に基づく指導体制の一層の工夫改善、充実とその公表

2 家庭や地域との一層の連携を図り、信頼される学校づくりに努める。

- ・積極的な情報発信と授業の公開
- ◎保護者や地域住民が、学校の教育活動に参加する機会の充実

3 安全管理体制の見直しと充実に努める。

- ・安全教育の推進と実践的な訓練の実施、家庭、地域、関係機関等との連携による安全確保の徹底
- ・個人情報管理の徹底
- ◎危機管理マニュアルの改善と充実、危機発生時における迅速な対応

議題：第5号

甲府市教育委員会安全衛生管理規則の一部改正について

1 改正理由

小学校給食調理業務の委託について、平成22年度から計画的に実施され、令和3年度からは、全ての小学校において実施される。

このため、令和3年度からは、甲府市教育委員会安全衛生管理規則（以下「規則」という。）で定める「給食事業所」に職員の配置がされないことから、「給食事業所」及び「給食事業所衛生委員会」に係る規則の一部改正を行う。

2 主な改正内容

規則に定める「給食事業所」及び「給食事業所衛生委員会」等に係る改正を行う。

3 施行期日

令和3年4月1日から施行する。

4 改正の案文

別紙 新旧対照表及び規則改正案文参照

5 教育委員会への議題時期

令和3年3月定例教育委員会

議題：第5号

甲府市教育委員会安全衛生管理規則（昭和55年教育委員会規則第4号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>第1条（略） （定義）</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 所属長 甲府市教育委員会事務分掌規則（平成8年3月教委規則第1号）に定める部長等及び課長等並びに市立の学校長をいう。</p> <p>(2) 職員 教育長並びに事務局及び学校に勤務する職員で甲府市職員給与条例（昭和24年6月条例第21号）、単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年3月条例第1号）及び甲府市学校職員給与条例（昭和28年1月条例第5号）の適用を受ける職員並びに市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定される職員をいう。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員又は同法第22条の3第4項に規定する臨時的に任用された職員を除く。</p> <p>(3) 事務局 甲府市教育委員会事務局（次号でいう学校を除く教育機関を含む。）をいう。</p> <p>(4) 学校 市立の小学校、中学校、高等学校及び専門学校をいう。</p> <p>(5) 削除</p>	<p>第1条（略） （定義）</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 所属長 甲府市教育委員会事務分掌規則（平成8年3月教委規則第1号）に定める部長等及び課長等並びに市立の学校長をいう。</p> <p>(2) 職員 教育長並びに事務局及び学校に勤務する職員で甲府市職員給与条例（昭和24年6月条例第21号）、単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年3月条例第1号）及び甲府市学校職員給与条例（昭和28年1月条例第5号）の適用を受ける職員並びに市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定される職員をいう。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員又は同法第22条の3第4項に規定する臨時的に任用された職員を除く。</p> <p>(3) 事務局 甲府市教育委員会事務局（次号でいう学校を除く教育機関を含む。）をいう。</p> <p>(4) 学校 市立の小学校、中学校、高等学校及び専門学校をいう。</p> <p>(5) 給食事業所 市立の小学校付設の給食事業所をまとめて一つの事業所としたものをいう。</p>
<p>第3条～第5条（略） （安全管理者）</p> <p>第5条の2 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第11条第1項の規定により、安全管理者を事務局に置く。</p> <p>2 安全管理者は、学事課長の職にある者をもって充てる。</p> <p>3 安全管理者は、安全衛生管理事項のうち安全に係る技術的事項を管理する。</p> <p>4 安全管理者は、必要に応じて職場を巡視し、設備、作業方法等に危険の</p>	<p>第3条～第5条（略） （安全管理者）</p> <p>第5条の2 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第11条第1項の規定により、安全管理者を給食事業所に置く。</p> <p>2 安全管理者は、学事課長の職にある者をもって充てる。</p> <p>3 安全管理者は、安全衛生管理事項のうち安全に係る技術的事項を管理する。</p> <p>4 安全管理者は、給食事業所を巡視し、設備、作業方法等に危険のおそれ</p>

議題：第5号

おそれがあるときは、直ちに、その危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

第6条 (略)

(衛生管理者)

第7条 職員が常時50人以上勤務する事務局_____及び学校に衛生管理者を置く。

2 衛生管理者は、教育長が指名する。

3 衛生管理者は、定期的に所轄する職場を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれのあるときは、直ちに、職員の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

第8条～第9条 (略)

(衛生委員会)

第9条の2 次に掲げる(職員の衛生に関する)事項について調査審議するため、法第18条の規定により、_____

_____甲府商業高等学校職員衛生委員会(以下「商業高校衛生委員会」という。)を置く。

(1) 職員の健康障害を防止するための対策に関すること。

(2) 職員の健康の保持増進を図るための対策に関すること。

(3) 労働災害の原因及び再発防止対策で、衛生に係るものに関すること。

(4) 新規に採用する機械、器具その他の設備等に係る健康障害の防止に関すること。

(5) 健康診断の結果及びその結果に対する対策に関すること。

(6) その他職員の衛生に関すること。

2 商業高校衛生委員会は、委員9名をもって組織し、次の各号に掲げる者をもって充てる。

(1) 副校長及び教頭の職にある者

(2) 衛生管理者のうちから教育長が指名した者

(3) 衛生に関し経験を有する職員のうちから教育長が指名した者

(4) 産業医

3

前項各号(第1号を除く。)の委員

があるときは、直ちに、その危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

第6条 (略)

(衛生管理者)

第7条 職員が常時50人以上勤務する事務局、給食事業所及び学校に衛生管理者を置く。

2 衛生管理者は、教育長が指名する。

3 衛生管理者は、定期的に所轄する職場を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれのあるときは、直ちに、職員の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

第8条～第9条 (略)

(衛生委員会)

第9条の2 次に掲げる(職員の衛生に関する)事項について調査審議するため、法第18条の規定により、甲府市教育委員会給食事業所職員衛生委員会

(以下「給食事業所衛生委員会」という。)及び甲府商業高等学校職員衛生委員会(以下「商業高校衛生委員会」という。)を置く。

(1) 職員の健康障害を防止するための対策に関すること。

(2) 職員の健康の保持増進を図るための対策に関すること。

(3) 労働災害の原因及び再発防止対策で、衛生に係るものに関すること。

(4) 新規に採用する機械、器具その他の設備等に係る健康障害の防止に関すること。

(5) 健康診断の結果及びその結果に対する対策に関すること。

(6) その他職員の衛生に関すること。

2 給食事業所衛生委員会は、委員11名をもって組織し、次の各号に掲げる者をもって充てる。

(1) 総務課長の職にある者

(2) 安全管理者及び衛生管理者のうちから教育長が指名した者

(3) 衛生に関し経験を有する職員のうちから教育長が指名した者

(4) 産業医

3 商業高校衛生委員会は、委員9名をもって組織し、次の各号に掲げる者

議題：第5号

の半数については、職員団体の推せんにより教育長が指名するものとする。

4 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前3項に定めるもののほか、衛生委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、衛生委員会が定める。

以下（略）

をもって充てる。

(1) 副校長及び教頭の職にある者

(2) 衛生管理者のうちから教育長が指名した者

(3) 衛生に関し経験を有する職員のうちから教育長が指名した者

(4) 産業医

4 第2項各号（第1号を除く。）及び前項各号（第1号を除く。）の委員の半数については、職員団体の推せんにより教育長が指名するものとする。

5 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 3項に定めるもののほか、各衛生委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、それぞれの衛生委員会が定める。

以下（略）

議題：第5号

甲府市教育委員会規則第2号

甲府市教育委員会安全衛生管理規則の一部を改正する規則

甲府市教育委員会安全衛生管理規則（昭和55年5月教委規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号を次のように改める。

(5) 削除

第5条の2第1項中「給食事業所」を「事務局」に改め、同条第4項中「給食事業所」を「必要に応じて職場」に改める。

第7条第1項中「、給食事業所」を削る。

第9条の2第1項中「甲府市教育委員会給食事業所職員衛生委員会（以下「給食事業所衛生委員会」という。）及び」を削り、同条第2項を削り、同条第3項を同条第2項とし、同条第4項中「第2項各号（第1号を除く。）及び」を削り、同項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とし、同条第6項中「3項」を「前3項」に改め、「各」及び「それぞれの」を削り、同項を同条第5項とする。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

議題：第6号

甲府市教育委員会事務分掌規則の一部改正について

1 改正理由

甲府市教育指導研究センターは、昭和57年度から本市の学校教育の振興に長年にわたり寄与してきたところである。

しかし、老朽化の進行等により、同センター内に設置された「あすなる学級本級」が令和2年6月に移転し、また、学校教育課に属する甲府市教育研修所において、同センターの機能を補完することができることから、令和2年度末をもって同センターを廃止する。

このため、甲府市教育委員会事務分掌規則の一部改正を行う。

2 主な改正内容

甲府市教育指導研究センターの廃止に伴う関係条項の削る等の改正を行う。

3 施行期日

令和3年4月1日から施行する。

4 改正の案文

別紙 新旧対照表及び規則案文参照

5 教育委員会への議題時期

令和3年3月定例教育委員会

議題：第6号

甲府市教育委員会事務分掌規則（平成8年教育委員会規則第1号）新旧対照表

改正後（案）	現行				
<p>第1条～第3条（略）</p> <p>第4条 削除</p> <p>（教育研修所）</p> <p>第5条 甲府市教育研修所条例（昭和62年3月条例第11号）第2条の規定に基づき設置された教育研修所は、学校教育課に属する機関とし、その分掌事務は、おおむね次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 教育関係職員の研修に関すること。</p> <p>(2) 教育の研究、指導及び 相談に関すること。</p> <p>(3) 前項に掲げるもののほか、教育研修所の運営管理に関すること。</p> <p>第6条～第19条（略）</p> <p>（教育機関の職）</p> <p>第20条 次の表の左欄に掲げる教育機関に、同表右欄に掲げる職を置く。</p>	<p>第1条～第3条（略）</p> <p>（教育指導研究センター）</p> <p>第4条 <u>児童生徒の抱えている諸問題を解決する機関として、次に掲げる教育指導センターを置く。</u></p> <table border="1" data-bbox="1099 579 1995 711"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>甲府市教育指導研究センター</td> <td>甲府市山宮町2913番地</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>2 前項の教育指導研究センターは学校教育課に属する機関とし、その分掌事務は、おおむね次に掲げるとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 教育の研究、指導、相談及び教育関係職員研修に関すること。</u></p> <p><u>(2) 前号に掲げるもののほか、教育指導センターの運営管理に関すること。</u></p> <p>（教育研修所）</p> <p>第5条 甲府市教育研修所条例（昭和62年3月条例第11号）第2条の規定に基づき設置された教育研修所は、学校教育課に属する機関とし、その分掌事務は、おおむね次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 教育関係職員の研修に関すること。</p> <p>(2) 教育相談に関すること。</p> <p>(3) 前項に掲げるもののほか、教育研修所の運営管理に関すること。</p> <p>第6条～第19条（略）</p> <p>（教育機関の職）</p> <p>第20条 次の表の左欄に掲げる教育機関に、同表右欄に掲げる職を置く。</p>	名称	位置	甲府市教育指導研究センター	甲府市山宮町2913番地
名称	位置				
甲府市教育指導研究センター	甲府市山宮町2913番地				

議題：第6号

機関名	職	
	課長	係長
図書館	館長	係長
公民館		館長
武田氏館跡歴史館		館長

2 前項に定めるもののほか、教育研修所に所長を置き、所長は学校教育課長をもって充てる。

3 第16条から第19条までの規定は、教育機関の各職の職務及び代理について準用する。

第21条～第25条 (略)

別表

室等	課等	分掌事務
教育総室	総務課	(1) 部内の文書の総括管理に関する事。 (2) 公印の管理に関する事。 (3) 教育長及び教育委員の秘書及び渉外に関する事。 (4) 教育委員会の会議に関する事。 (5) 教育委員会に係る事務の管理及び執行の状況の点検及び評価並びにその公表に関する事。 (6) 都市教育長会及び市町村教育委員会連合会との連絡調整に関する事。 (7) 職員(教員を除く。)の人事、給与及び表

機関名	職	
	課長	係長
図書館	館長	係長
公民館		館長
武田氏館跡歴史館		館長

2 前項に定めるもののほか、次の教育機関にそれぞれ次の職を置く。

(1) 教育指導研究センターに所長を置き、所長は学校教育課長をもって充てる。

(2) 教育研修所に所長を置き、所長は学校教育課長をもって充てる。

3 第16条から第19条までの規定は、教育機関の各職の職務及び代理について準用する。

第21条～第25条 (略)

別表

室等	課等	分掌事務
教育総室	総務課	(1) 部内の文書の総括管理に関する事。 (2) 公印の管理に関する事。 (3) 教育長及び教育委員の秘書及び渉外に関する事。 (4) 教育委員会の会議に関する事。 (5) 教育委員会に係る事務の管理及び執行の状況の点検及び評価並びにその公表に関する事。 (6) 都市教育長会及び市町村教育委員会連合会との連絡調整に関する事。 (7) 職員(教員を除く。)の人事、給与及び表

議題：第6号

	<p>彰に関すること。</p> <p>(8) 規則等の制定及び改廃に関すること。</p> <p>(9) 職員の安全衛生に関すること。</p> <p>(10) 組織の総合調整に関すること。</p> <p>(11) 物品等の購入契約及び検収に関すること。</p> <p>(12) 物品の出納及び管理に関すること。</p> <p>(13) 教育財産の総括管理に関すること。</p> <p>(14) 教育行政に関する相談に関すること。</p> <p>(15) 学校規模適正化に関すること。</p> <p>(16) 部内の庶務に関すること。</p>
学校教育課	<p>(1) 教職員の人事、服務、検定及び免許に関すること。</p> <p>(2) 学校経営、教育課程、学習指導等についての指導助言に関すること。</p> <p>(3) 教科書の採択に関すること。</p> <p>(4) 特別支援教育に関すること。</p> <p>(5) 教職員の研修に関すること。</p> <p>(6) 教育相談に関すること。</p> <p>(7) 教職員の給与に関すること。</p> <p>(8) 教育国際交流に関すること。</p> <p>(9) 学校内外の危機管理に関すること。</p> <p>(10) 教育研修所_____の運営管理に関すること。</p> <p>(11) 学校教育の振興及び学校教育諸団体との連絡調整に関すること。</p>
学事課	<p>(1) 学校の管理に関すること。</p>

	<p>彰に関すること。</p> <p>(8) 規則等の制定及び改廃に関すること。</p> <p>(9) 職員の安全衛生に関すること。</p> <p>(10) 組織の総合調整に関すること。</p> <p>(11) 物品等の購入契約及び検収に関すること。</p> <p>(12) 物品の出納及び管理に関すること。</p> <p>(13) 教育財産の総括管理に関すること。</p> <p>(14) 教育行政に関する相談に関すること。</p> <p>(15) 学校規模適正化に関すること。</p> <p>(16) 部内の庶務に関すること。</p>
学校教育課	<p>(1) 教職員の人事、服務、検定及び免許に関すること。</p> <p>(2) 学校経営、教育課程、学習指導等についての指導助言に関すること。</p> <p>(3) 教科書の採択に関すること。</p> <p>(4) 特別支援教育に関すること。</p> <p>(5) 教職員の研修に関すること。</p> <p>(6) 教育相談に関すること。</p> <p>(7) 教職員の給与に関すること。</p> <p>(8) 教育国際交流に関すること。</p> <p>(9) 学校内外の危機管理に関すること。</p> <p>(10) 教育研修所及び教育指導研究センターの運営管理に関すること。</p> <p>(11) 学校教育の振興及び学校教育諸団体との連絡調整に関すること。</p>
学事課	<p>(1) 学校の管理に関すること。</p>

議題：第6号

	<ul style="list-style-type: none"> (2) 学級編制、通学区域、通学及び転入学に関する事。 (3) 教材教具、設備及び備品等に関する事。 (4) 入学準備金に関する事。 (5) その他学校教育の振興に関する事。 (6) 学校の環境衛生及び給食設備等の整備に関する事。 (7) 学校給食関係団体に関する事。 (8) 学校給食の献立作成及び物資の購入計画に関する事。 (9) 学校給食に係る栄養管理及び衛生管理の指導並びに調査及び研修に関する事。 (10) 就学援助に関する事。 (11) 就学時健康診断の実施に関する事。 (12) 健康診断、感染症予防等の指導に関する事。 (13) 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する事。 (14) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する事。 (15) 学校保健に関する事。 (16) 学校保健団体との連絡調整に関する事。
教育施設課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 教育施設の調査計画に関する事。 (2) 学校施設台帳の整備に関する事。 (3) 教育施設の維持修繕に関する事。 (4) 教育施設の電気その他の設備の維持修繕に

	<ul style="list-style-type: none"> (2) 学級編制、通学区域、通学及び転入学に関する事。 (3) 教材教具、設備及び備品等に関する事。 (4) 入学準備金に関する事。 (5) その他学校教育の振興に関する事。 (6) 学校の環境衛生及び給食設備等の整備に関する事。 (7) 学校給食関係団体に関する事。 (8) 学校給食の献立作成及び物資の購入計画に関する事。 (9) 学校給食に係る栄養管理及び衛生管理の指導並びに調査及び研修に関する事。 (10) 就学援助に関する事。 (11) 就学時健康診断の実施に関する事。 (12) 健康診断、感染症予防等の指導に関する事。 (13) 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する事。 (14) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する事。 (15) 学校保健に関する事。 (16) 学校保健団体との連絡調整に関する事。
教育施設課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 教育施設の調査計画に関する事。 (2) 学校施設台帳の整備に関する事。 (3) 教育施設の維持修繕に関する事。 (4) 教育施設の電気その他の設備の維持修繕に

議題：第6号

		関すること。			関すること。
生涯学習室	生涯学習課	(1) 生涯学習推進本部に関すること。 (2) 生涯学習ビジョンに関すること。 (3) まなびフェスティバル事業に関すること。 (4) まなび奨励ポイント制度に関すること。 (5) 出前講座に関すること。 (6) 放課後子供教室に関すること。 (7) 生涯学習情報の収集、提供に関すること。 (8) 社会教育委員に関すること。 (9) 公民館の総合調整に関すること。 (10) 成人式に関すること。 (11) 総合市民会館に関すること。 (12) 「甲府 きょういくの日（教育・共育・郷育）」に関すること。 (13) 文化団体の育成及び助成に関すること。 (14) 文化芸術の普及と振興に関すること。 (15) 御岳文芸座の運営管理に関すること。 (16) 山崎方代の顕彰事業に関すること。	生涯学習室	生涯学習課	(1) 生涯学習推進本部に関すること。 (2) 生涯学習ビジョンに関すること。 (3) まなびフェスティバル事業に関すること。 (4) まなび奨励ポイント制度に関すること。 (5) 出前講座に関すること。 (6) 放課後子供教室に関すること。 (7) 生涯学習情報の収集、提供に関すること。 (8) 社会教育委員に関すること。 (9) 公民館の総合調整に関すること。 (10) 成人式に関すること。 (11) 総合市民会館に関すること。 (12) 「甲府 きょういくの日（教育・共育・郷育）」に関すること。 (13) 文化団体の育成及び助成に関すること。 (14) 文化芸術の普及と振興に関すること。 (15) 御岳文芸座の運営管理に関すること。 (16) 山崎方代の顕彰事業に関すること。
	歴史文化財課	(1) 文化財の保護活用及び啓発普及に関すること。 (2) 埋蔵文化財の発掘調査に関すること。 (3) 武田氏館跡の保存管理及び整備活用に関すること。 (4) 文化財調査審議会に関すること。 (5) 藤村記念館運営管理に関すること。 (6) 武田氏館跡歴史館に関すること。		歴史文化財課	(1) 文化財の保護活用及び啓発普及に関すること。 (2) 埋蔵文化財の発掘調査に関すること。 (3) 武田氏館跡の保存管理及び整備活用に関すること。 (4) 文化財調査審議会に関すること。 (5) 藤村記念館運営管理に関すること。 (6) 武田氏館跡歴史館に関すること。

議題：第6号

スポーツ課	<ol style="list-style-type: none"> (1) スポーツ振興及び奨励に関する事。 (2) スポーツ関係団体に関する事。 (3) スポーツ推進審議会に関する事。 (4) スポーツ推進委員に関する事。 (5) 緑が丘スポーツ公園有料運動施設等の運営管理に関する事。 (6) 夜間照明施設に関する事。 (7) 学校体育施設のスポーツ開放に関する事。 (8) 校庭開放事業の運営に関する事。 (9) スポーツ施設の企画、整備に関する事。 	スポーツ課	<ol style="list-style-type: none"> (1) スポーツ振興及び奨励に関する事。 (2) スポーツ関係団体に関する事。 (3) スポーツ推進審議会に関する事。 (4) スポーツ推進委員に関する事。 (5) 緑が丘スポーツ公園有料運動施設等の運営管理に関する事。 (6) 夜間照明施設に関する事。 (7) 学校体育施設のスポーツ開放に関する事。 (8) 校庭開放事業の運営に関する事。 (9) スポーツ施設の企画、整備に関する事。
図書館	<ol style="list-style-type: none"> (1) 図書館の管理運営に関する事。 (2) 図書、記録、行政資料、郷土資料、逐次刊行物、視聴覚資料の収集、整理及び保存に関する事。 (3) 図書館資料の館内利用及び館外貸出に関する事。 (4) 団体貸出及び移動図書館の運営に関する事。 (5) 利用相談並びに時事に関する情報及び参考資料の紹介又は提供に関する事。 (6) 読書会等の開催及びその奨励に関する事。 (7) 他の図書館等との図書館資料の相互貸借等、相互協力に関する事。 (8) 館報その他読書資料の発行及び配布に関する事。 	図書館	<ol style="list-style-type: none"> (1) 図書館の管理運営に関する事。 (2) 図書、記録、行政資料、郷土資料、逐次刊行物、視聴覚資料の収集、整理及び保存に関する事。 (3) 図書館資料の館内利用及び館外貸出に関する事。 (4) 団体貸出及び移動図書館の運営に関する事。 (5) 利用相談並びに時事に関する情報及び参考資料の紹介又は提供に関する事。 (6) 読書会等の開催及びその奨励に関する事。 (7) 他の図書館等との図書館資料の相互貸借等、相互協力に関する事。 (8) 館報その他読書資料の発行及び配布に関する事。

議題：第6号

	ること。 (9) 甲府市史、旧中道町史及び旧上九一色村誌 の頒布に関すること。		ること。 (9) 甲府市史、旧中道町史及び旧上九一色村誌 の頒布に関すること。
--	---	--	---

議題：第6号

甲府市教育委員会規則第3号

甲府市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則

甲府市教育委員会事務分掌規則（平成8年3月教委規則第1号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

第4条 削除

第5条第2号中「教育相談」を「教育の研究、指導及び相談」に改める。

第20条第2項中「次の教育機関にそれぞれ次の職を置く」を「教育研修所に所長を置き、所長は学校教育課長をもって充てる」に改め、同項第1号及び第2号を削る。

別表教育総室、学校教育課の項第10号中「及び教育指導研究センター」を削る。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

議題：第7号

甲府市教育委員会事務局事案決定規程の一部改正について

1 改正理由

甲府市教育指導研究センターは、昭和57年度から本市の学校教育の振興に長年にわたり寄与してきたところである。

しかし、老朽化の進行等により、同センター内に設置された「あすなろ学級本級」が令和2年6月に移転し、また、学校教育課に属する甲府市教育研修所において、同センターの機能を補完することできることから、令和2年度末をもって同センターを廃止する。

このため、これらに対応するため、甲府市教育委員会事務局事案決定規程の一部改正を行う。

2 主な改正内容

甲府市教育指導研究センターの廃止に伴い、当該センターに係る別表の改正を行う。

3 施行期日

令和3年4月1日から施行する。

4 改正の案文

別紙 新旧対照表及び規程案文参照

5 教育委員会への議題時期

令和3年3月定例教育委員会

議題：第7号

甲府市教育委員会事務局事案決定規程（昭和48年教育委員会規程第1号）新旧対照表

改正後（案）					現行				
別表第2（第4条関係） 部長以下の個別決定事案					別表第2（第4条関係） 部長以下の個別決定事案				
学校教育					学校教育				
項目	決定区分			備考	項目	決定区分			備考
	部長	室長	課長			部長	室長	課長	
7 教育研修所_____の運営管理に関する事項			○		7 教育研修所 及び教育指導研究センター の運営管理に関する事項			○	
(1) 教育研修所の利用許可に関すること。			○		(1) 教育研修所の利用許可に関すること。			○	
_____			—		(2) 教育指導研究センター の利用許可に関すること。			○	

議題：第7号

甲府市教育委員会規程第1号

甲府市教育委員会事務局事案決定規程の一部を改正する規程

甲府市教育委員会事務局事案決定規程（昭和48年4月教委規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2部長以下の個別決定事案、学校教育の表第7項中「及び教育指導研修センター」を削り、同項第2号を削る。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

議題：第8号

甲府市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の廃止について

1 廃止理由

令和元年10月1日からの子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴い、幼児教育・保育の無償化が実施され、幼稚園就園奨励費補助事業が終了したことから、甲府市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則を廃止する。

2 施行期日

令和3年4月1日から施行する。

3 廃止の案文

別紙 規則参照

4 教育委員会への議題時期

令和3年3月定例教育委員会

議題：第8号

甲府市教育委員会規則第5号

甲府市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則を廃止する規則

甲府市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則（平成13年6月教委規則第8号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

議題：第8号

○甲府市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則

平成13年6月13日

教委規則第8号

令和元年9月27日教委規則第8号

甲府市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則（昭和47年10月教委規則第10号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規則は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条第1項及び附則第6条の規定に基づき設置された私立幼稚園の設置者（以下「設置者」という。）が、幼稚園教育の振興に資するため入園料、保育料（学園（園則）に定められた入学料、授業料をいう。以下同じ。）の減免をする場合に、市が行う私立幼稚園就園奨励費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めることを目的とする。

（平20教委規則1・改）

（補助の範囲及び額）

第2条 設置者が、当該幼稚園に在園し、本市に住所を有する幼児の保護者に対し、入園料、保育料を減免する場合に、市は、当該設置者に別表第1又は別表第2に掲げる範囲内において補助金を交付することができる。

（平25教委規則6・平28教委規則7・改）

（補助の申請）

第3条 補助を受けようとする設置者は、幼稚園就園奨励費補助金交付申請書（第1号様式。以下「交付申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて、教育委員会が定める日までに提出するものとする。

（平27教委規則7・改）

- (1) 幼稚園就園奨励費補助金に係る事業計画書（第2号様式）
- (2) 保育料等減免措置に関する調書（第3号様式）
- (3) 入園料、保育料の額を明らかにする書類
- (4) 市町村民税課税額を証する書類
- (5) その他必要な書類

2 前項第4号に規定する書類の提出は、市が課税状況を確認できる場合はこの限りでない。前年中に国外での収入がある世帯に属する者の場合には、前年中の収入金額を証する書類を提出するものとする。

（平27教委規則7）

3 第1項の交付申請書の提出後、減免措置の対象となる幼児の入園又は退園によって申請内容に変更が生じたときは、設置者は、幼稚園就園奨励費補助金交付変更申請

議題：第8号

書（第4号様式。以下「変更申請書」という。）を提出するものとする。

（平27教委規則7・改）

（補助金の交付及び変更の決定）

第4条 教育委員会は、前条第1項の交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助金額を決定し、幼稚園就園奨励費補助金交付決定通知書（第5号様式。以下「交付決定通知書」という。）により設置者に通知するものとする。

2 教育委員会は、前条第2項による変更申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、幼稚園就園奨励費補助金交付変更決定書（第6号様式。以下「変更決定書」という。）により設置者に通知するものとする。

（保育料等の減免措置）

第5条 交付決定通知書又は変更決定書を受けた設置者は、保育料等減免措置通知書（第7号様式）によりその内容を保護者に通知するとともに、その交付決定通知書又は変更決定書を受けた月の翌月から教育委員会が定める日までに、保育料等の減免措置を行うものとする。

（実績報告書の提出）

第6条 設置者は、減免措置を完了した後15日以内又は3月20日までのいずれか早い日までに、幼稚園就園奨励費補助金実績報告書（第8号様式）に、保育料等減免措置者名簿（第9号様式）を添付して、教育委員会に提出するものとする。

（減免措置証拠書類の備付）

第7条 補助金の交付を受ける設置者は、入園料、保育料を減免したことを明らかにした証拠書類（保育料等の減免について。第10号様式）を備えておかなければならない。

2 教育委員会は、補助金の交付の事務処理上必要と認めるときは、前項の書類の提出を求めることができる。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

（平16教委規則12・改）

議題：第9号

甲府市指定文化財の指定について

提案理由

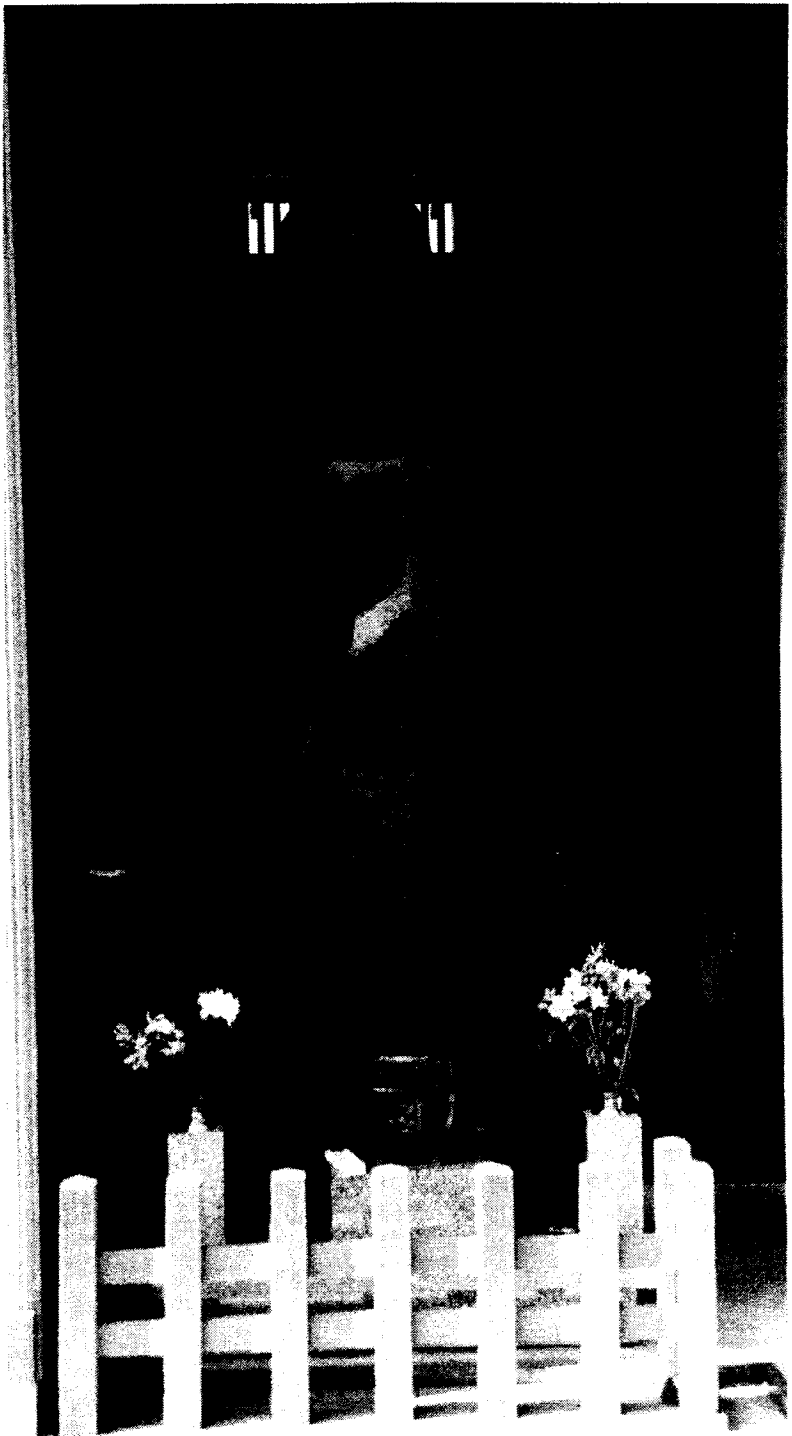
次の3点の文化財は、本市の文化史上貴重であり、かつ学術的価値の特に高いものであり、甲府市にとって貴重なものと認められるので、甲府市文化財保護条例（昭和38年制定、平成17年改正甲府市条例第45号）第4条第1項の規定により、甲府市指定有形文化財とすることとしたい。

甲府市指定文化財の指定

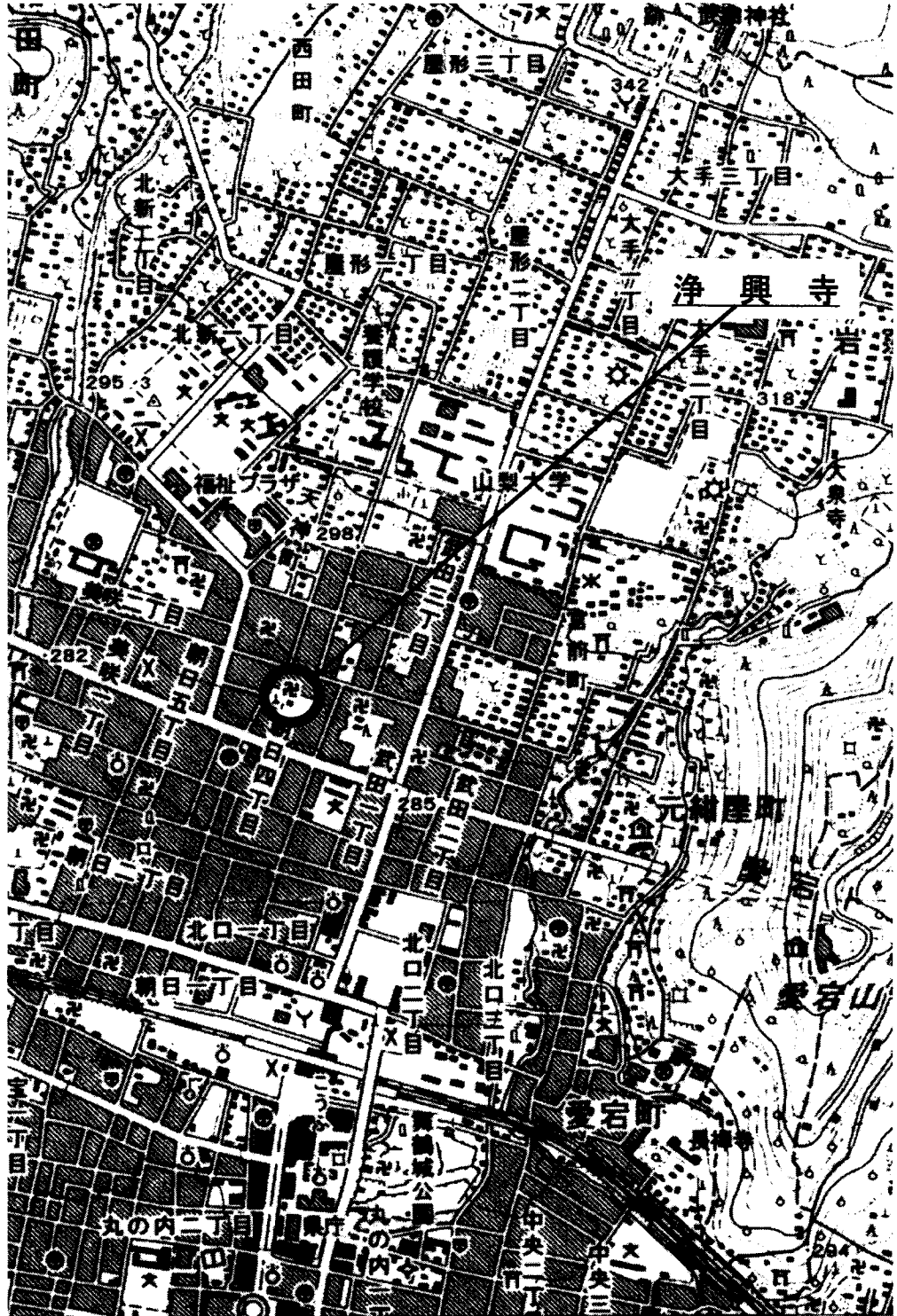
甲府市指定文化財	3件
1 浄興寺六面石幢	1基
2 古府中村絵図	1鋪
3 武田神社所蔵文書	9通 附木箱3箱

議題：第9号

有形文化財						
種別	時代	名称	構造・形式等	員数	所有者	備考
建造物	室町時代 (15世紀中頃)	浄興寺 (じょうこうじ) 六面石幢 (ろくめんせきどう)	<p>六面単制石幢 六角柱・高さ312.5cm</p> <p>石幢は供養のための石造建築物で、六地藏を陽刻する事例が多い。</p> <p>頂部を錐状(すいじょう)に尖らせ、二条の切れ込み加工が頭部の六面を一巡する。</p> <p>塔身(とうしん)の最上部の六面それぞれに種子(しゅじ)、その下に経文(きやうもん)が刻まれる。</p> <p>種子は、金剛界(こんごうかい)の大日如来(だいにちによらい)、阿闍如来(あしやくによらい)、宝生如来(ほうしょうによらい)、阿弥陀如来(あみだによらい)、不空成就如来(ふくうじょうじゆによらい)、胎藏界(たいざうかい)の大日如来である。</p> <p>経文は、『金剛頂経瑜伽修習毘盧遮那三摩地法(こんごうちょうきやうゆかしゅうしゅうびるしゃなさんまじほう)』の最初の偈文(げもん)四句と、『蓮華三昧経(れんげざんまいきやう)』の八句全部である。</p> <p>高さが3mを超え、山梨県内の同種の石造物のなかで最大である。また制作年代も15世紀が想定され、市内でも最古級であり、歴史的にも価値が高い。</p>	1基	甲府市 朝日四丁目 7-5 宗教法人 浄興寺	



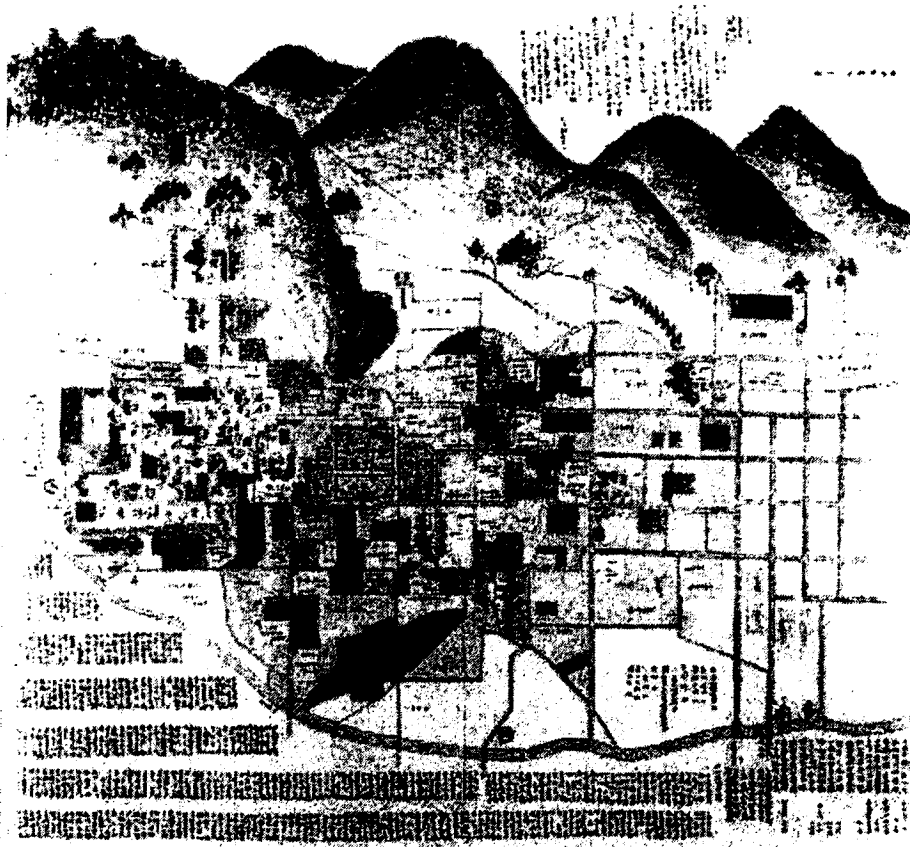
2 ㊦			
(中世)			
(一)面 青 坂命毘盧遮那仏 身口意業遍虚空			
(二)面 青 演説如来三密門 金剛一乘甚深教			
(三)面 青 坂命本覚心法身 常住妙法心蓮台			
(四)面 青 本来具足三身徳 三千七尊住心城			
(五)面 青 普門塵熱諸三昧 遠離因果法然具			
(六)面 青 無辺徳海本円満 還我頂礼心諸仏			
	六面石幢		
	310 × 55 × 55		
	浄興寺	朝日四丁目	
			〔国志〕によれば元は末寺、六角山欲生寺(現魔寺)にあったもの



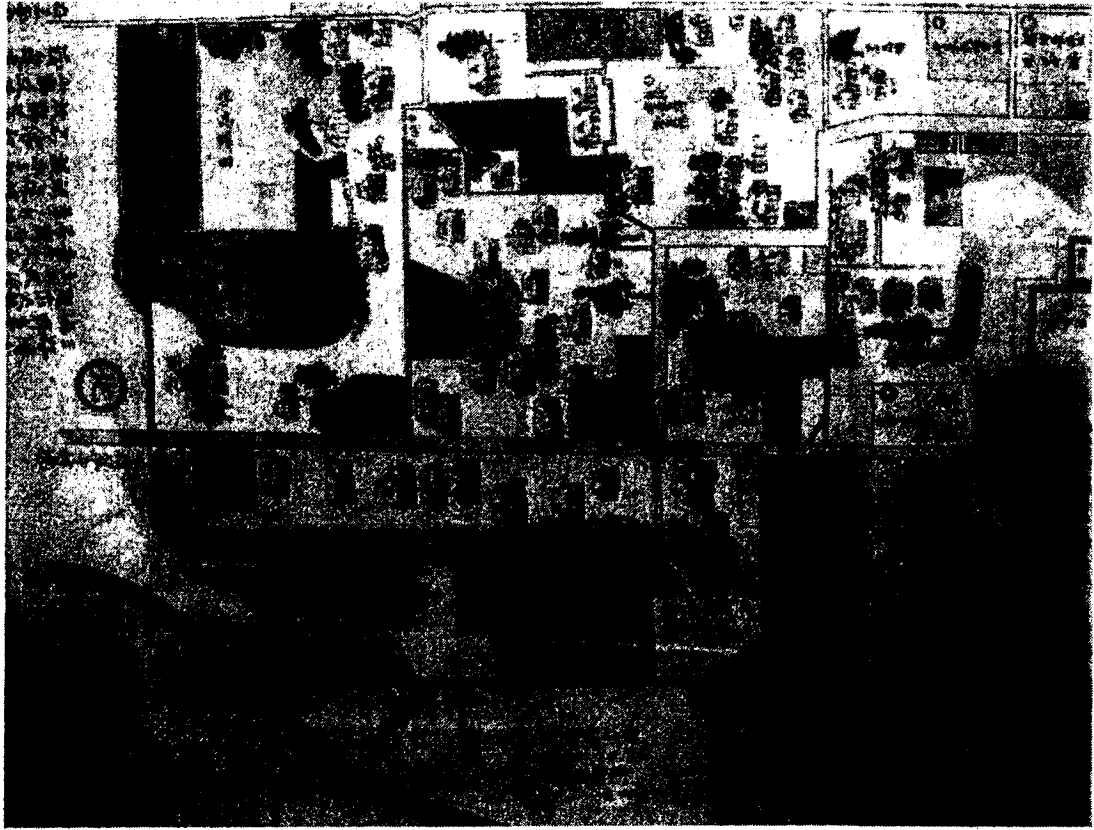
議題：第9号

有形文化財						
種別	時代	名称	構造・形式等	員数	所有者	備考
歴史資料	江戸時代 (貞享3年)	古府中村 絵図	紙本墨書 手彩色 近世の古府中村（現甲府市古府中町・大手・屋形・武田周辺）の域内を中心に、中世戦国期における甲府城下町の状況を描いた絵図。江戸時代の同村における土地利用の状況に留まらず、戦国期の甲府城下町の旧跡を確認することも目的として作成され、同村の日影組に伝来し、村の由緒を表わす絵図として継承されたと考えられる。 現存する戦国期の甲府城下町を描いた同様の絵図のうち、年代が推定できる最古期の絵図として、学術的価値が高い。	1鋪 額装 (153.4 ×150.0 cm)	甲府市 古府中町 2611 宗教法人 武田神社	

古府中村絵図 写真



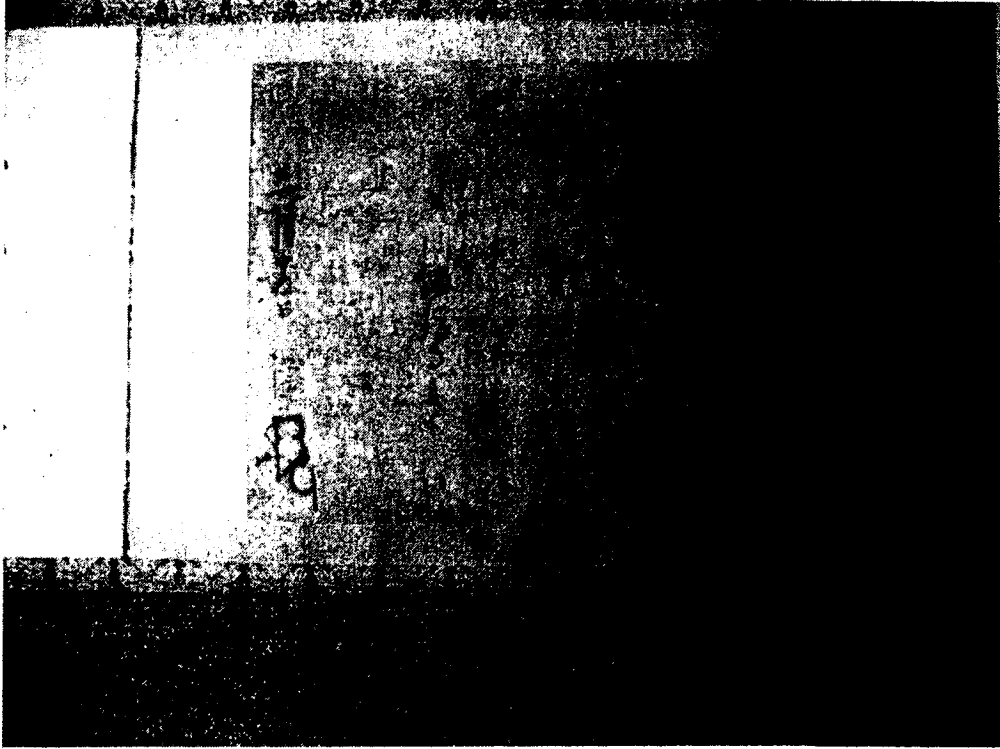
貞享三・寅年所置圖



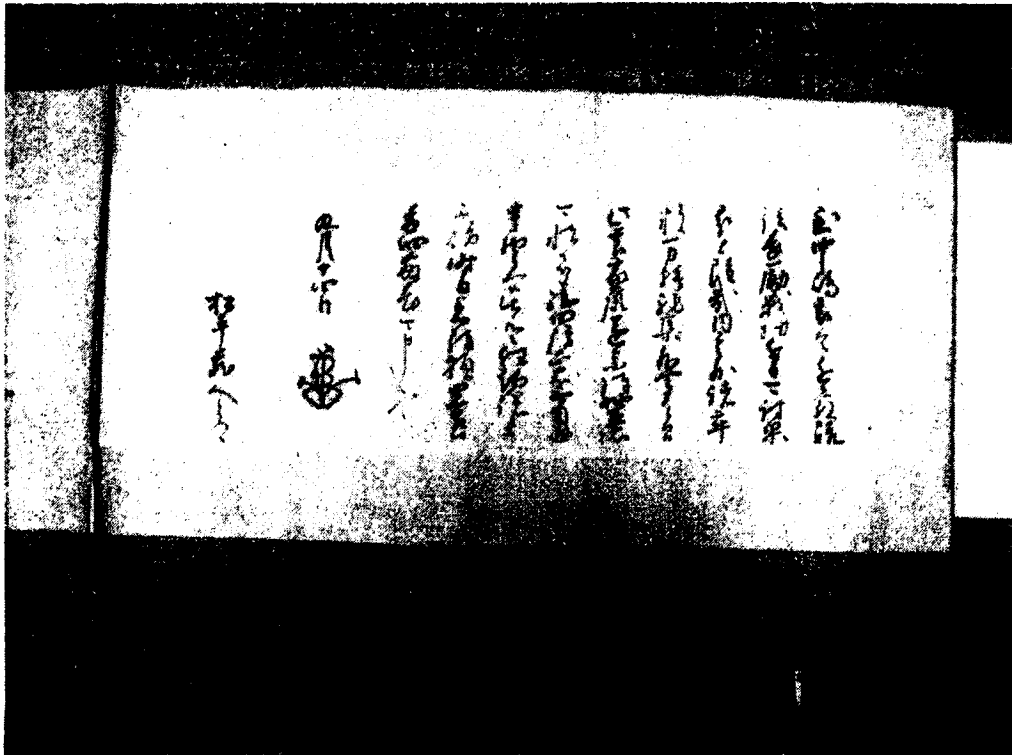
議題：第9号

有形文化財						
種別	時代	名称	構造・形式等	員数	所有者	備考
書籍	戦国時代 (16世紀) ほか	武田神社 所蔵文書 附木箱 3箱	<ol style="list-style-type: none"> 1. 武田信玄書状 2. 足利義昭御内書 3. 一色義棟書状 4. 北条氏政書状 5. 後奈良天皇綸旨 6. 武田信玄書状 7. 位記 8. 贈位沙汰書 9. 贈位策命祭文 <p>大正8年(1919)に創建された武田神社が所蔵する古文書。武田氏と朝廷や室町幕府、他の戦国大名との交渉に関わる内容のものが多く、武田氏の歴史を解明する上で学術的価値が高い。</p> <p>江戸幕府高家武田氏の子孫である武田信保、および甲州財閥の中心的人物である根津嘉一郎から創建間もない時期にそれぞれ寄贈されており、当時全国的に盛んとなっていた郷土の歴史を顕彰する運動の一端を表わすものとして、近現代における山梨県内の文化事業の観点からも注目される。</p>	古文書 紙本墨書 9通 附木箱 3箱	甲府市 古府中町 2611 宗教法人 武田神社	

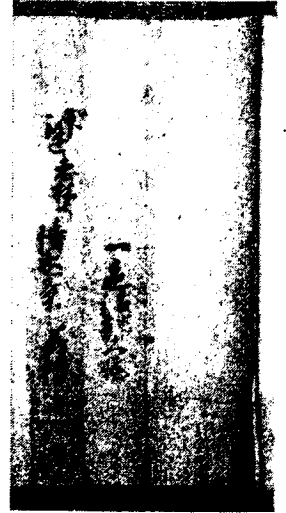
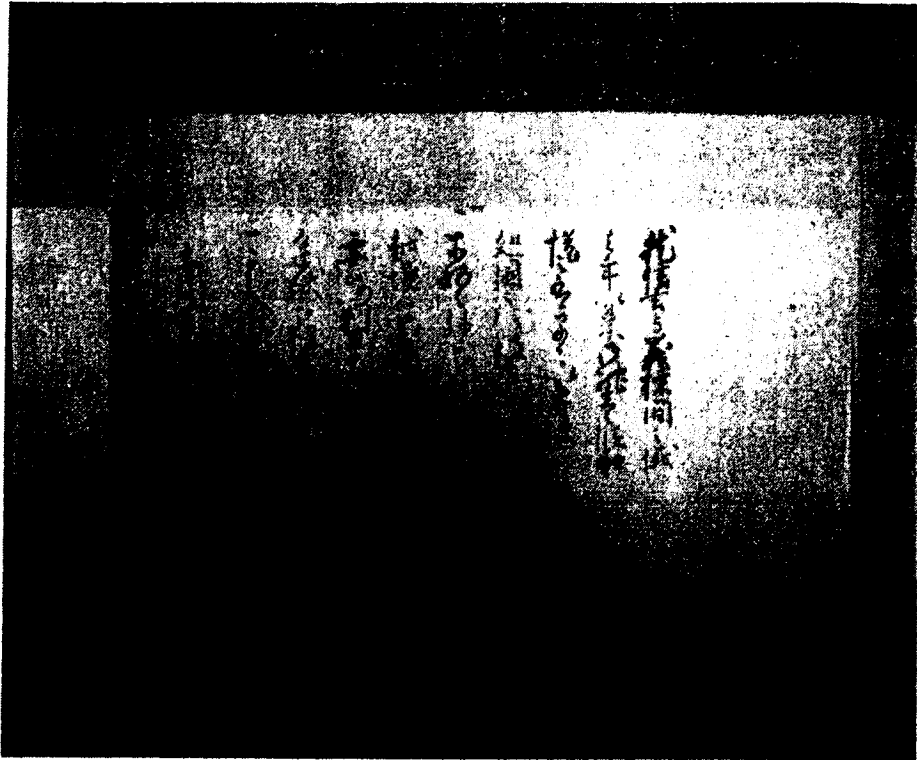
武田神社所蔵文書



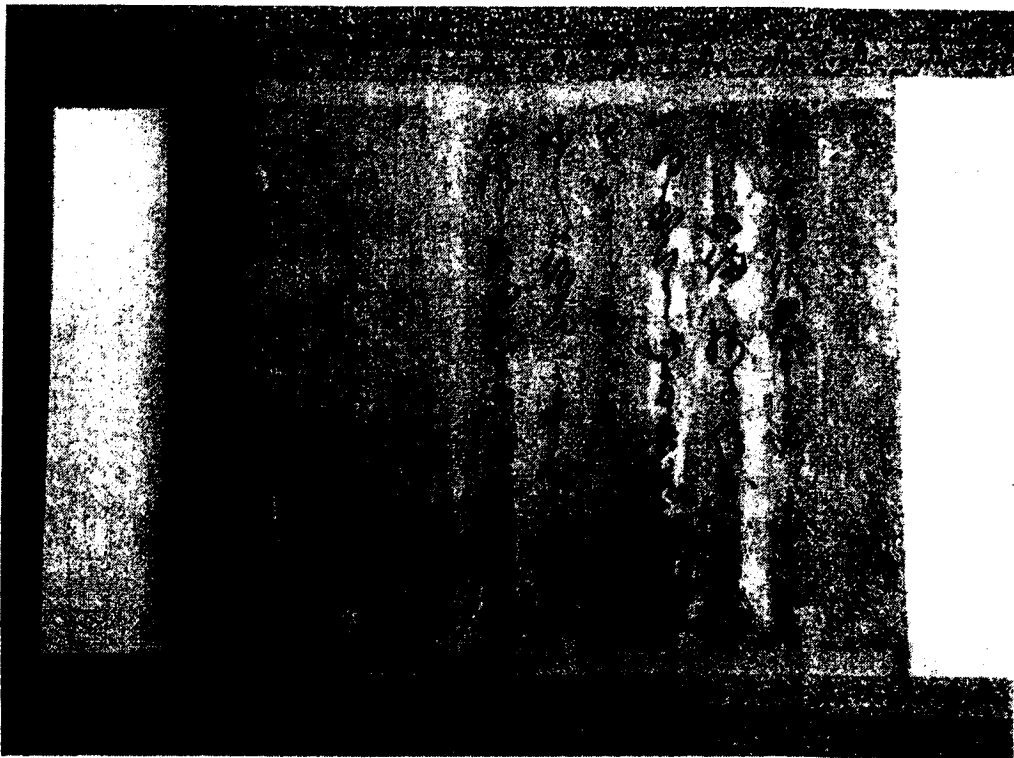
目録番号1 武田信玄書状



目録番号2 足利義昭御内書



目録番号 3 一色義棟書状



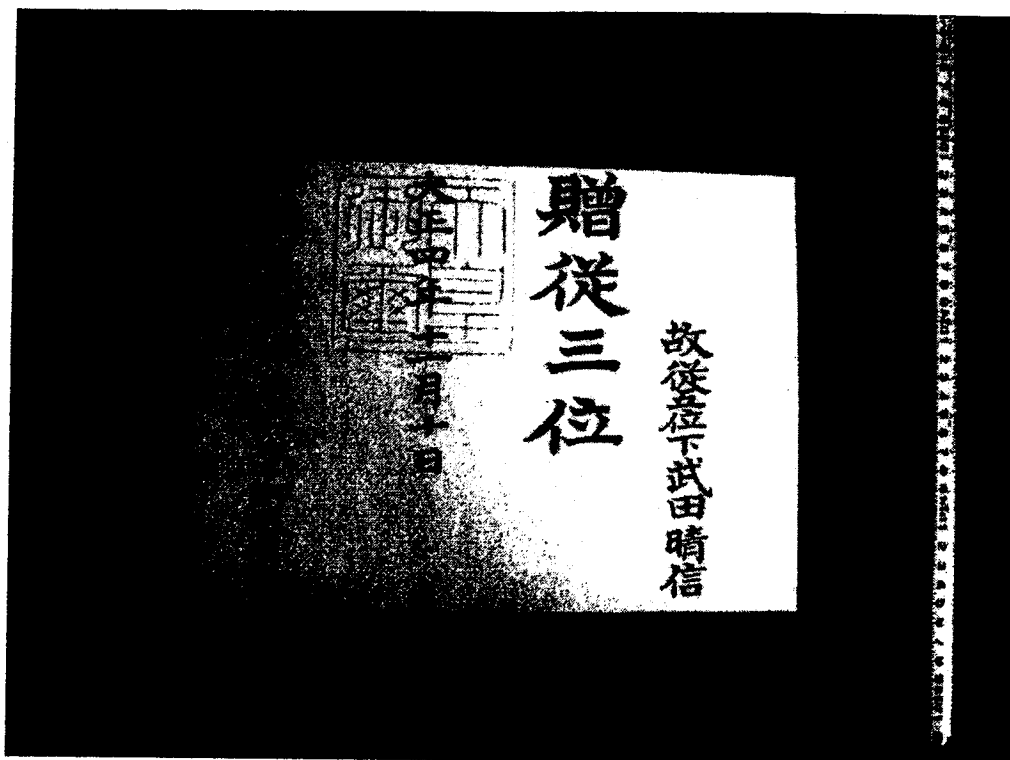
目録番号 4 北条氏政書状



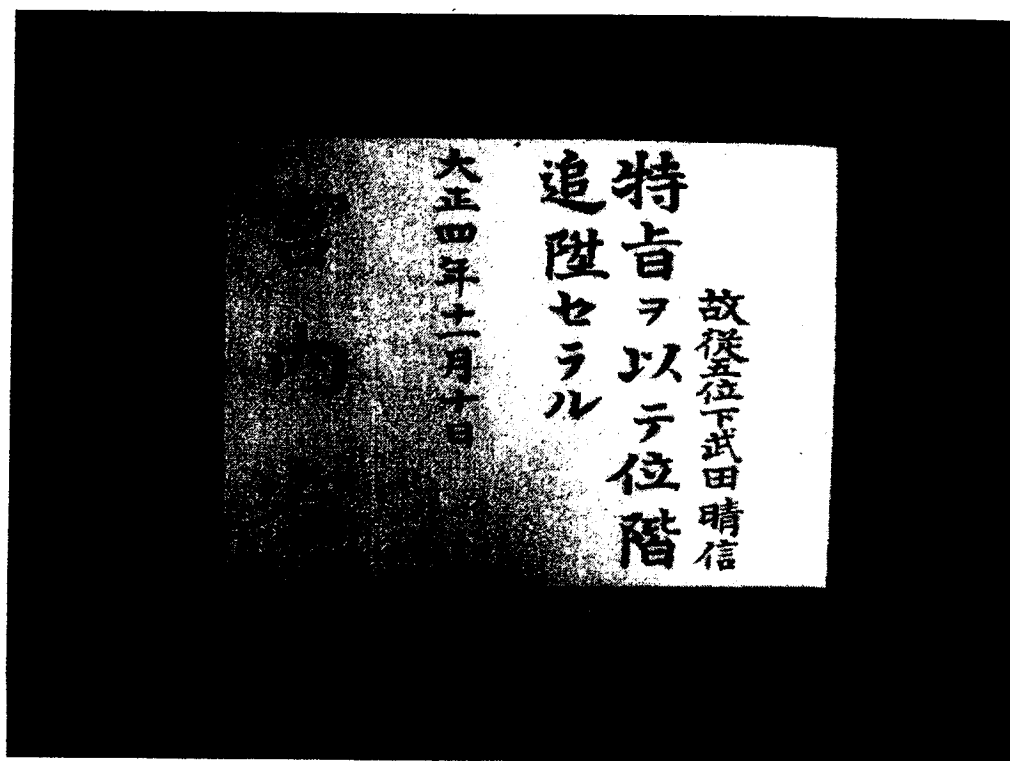
目録番号 5 後奈良天皇綸旨



目録番号 6 武田信玄書状



目録番号 7 位記



目録番号 8 贈位沙汰書

報告：第3号

令和3年度新小学1年生 人数調査

No.	学校名	発送数 (名簿 人数)	外国人 お知らせ 通知	外国人 入学願 提出	昭和町 受託	笛吹市 受託	転出 (マイナス)	転入 (プラス)	転居 (マイナス)	転居 (プラス)	指定校 変更 (指定 校) (マイナス)	指定校 変更 (希望 校) (プラス)	区域外 就学 (マイナス)	区域外 就学 (プラス)	在外	特別 支援 学校	駿台 甲府小	山梨 学院小	梨大 附属小	その他 私学等	人数
1	新紺屋	38	2	-1			-1	1		1	-3	5			-1	-1	-3	-2	-8		27
2	湯田	26					-1			1	-4	1				-1	0	0	-3		19
3	伊勢	38	3	-2				2		1	-5	6				-1	-1	-2	-2		37
4	朝日	28						2			-2	1					0	-1	-7		21
5	里垣	35								2	-2	1				-1	-1	-1	-1		32
6	相川	61	1	0						3	-3	2			-1	-1	-1	0	-9		52
7	国母	61	2	0			-2	2		1	-1	1				-2	-2	-2	-1		57
8	貢川	57	1	0				3									0	0	-2		59
9	千塚	56	3	-1					-1		-2	3				-1	-4	-2	-4		47
10	池田	76	1	-1			-2	1	-2	1	-1	1				-2	-2	-1	-3	-1	65
11	北新	32	1	-1				3			-1	4			-1		-1	0	-15		21
12	千代田	2									-2	1					0	0	0		1
13	甲運	52					-1	1	-1		-1	1				-1	-1	-3	-1		45
14	玉諸	134	2	0			-2	1	-1	3	-22	3			-1	-1	0	-6	-3		107
15	山城	189	3	-1			-2	1	-4	2	-7	1			-1	-2	-11	-5	0		163
16	大里	105	1	0			-3	1	-4	2	-1	1	-1			-1	-1	0	0		99
17	東	35					-1		-3		-1	25					-2	-2	-4		47
18	羽黒	61					-1		-2		-3	3					0	-2	-4		52
19	石田	47	2	0							-1	1					-4	0	-4		41
20	新田	19	3	0							-2						0	0	0		20
21	大國	72	2	-1			-3	1		1	-1	1	-1			-1	-3	0	-1		66
22	舞鶴	60					-1	1	-1	1	-2	4	-1			-1	-4	-2	-8		46
23	中道南	14								1							-1	0	0		14
24	中道北	24										2					0	-1	0		25
25	善誘館	34									-4	3			-1		-1	-4	-1		26
		1,356	27	-8	0	0	-20	20	-19	20	-71	71	-3	0	-6	-17	-43	-36	-81	-1	1,189

38

報告：第3号

令和3年度新中学1年生 人数調査

No.	学校名	発送数 (名簿人数) ※外国籍含む	新規 外国人 お知らせ 通知	外国人 入学願 提出	昭和町 受託	笛吹市 受託	転出 (マイナス)	転入 (プラス)	転居 (マイナス)	転居 (プラス)	指定校 変更 (指定 校) (マイナス)	指定校 変更 (希望 校) (プラス)	区域外 就学 (マイナス)	区域外 就学 (プラス)	在外	特別 支援 学校 (新規)	駿台 甲府中	山梨 英和中	山梨 学院中	梨大 附属中	その他 私学等	人数
1	東	231							1		-18	16	-1			-2	-12	-3	-18	-6		188
2	西	159							-1		-9	11				-1	-11	-4	-3	-14	-1	126
3	南	137	1	-1				1			-12	51					-5	-5	-4	-11	-2	150
4	北	142								2	-9	9					-8	-1	0	-27	-1	107
5	南西	115	2	-2	1			1			-20	5				-2	-10	-2	-1	-3	-1	83
6	北東	130					-1		-2		-9	5					-8	-2	-2	-20	-1	90
7	北西	114								1	-5	3				-1	-2	-2	-2	-5		101
8	富竹	96								1	-5	4					-3	-1	-1	-2		89
9	城南	294					-1				-19	11	-1				-16	-2	-1	-11	-1	253
	上条	137	2	-2			-1		-1		-14	3	-1				-5	0	-5	-3		110
11	笛南	37						3	-1		-3	5					-1	0	0	0		40
		1,592	5	-5	1	0	-3	5	-5	5	-123	123	-3	0	0	-6	-81	-22	-37	-102	-7	1,337